## 裁判員制度の現状と課題について

岡山地方裁判所

山陽新聞社会面) (H28. 5. 31

# 公殺人 大夫遂 判決期日取り消

福岡地裁支部

ことが30日、関係者への取 う趣旨の言葉を掛けていた る人物が、 組幹部(4)の知人とみられ われた特定危険指定暴力団 材で分かった。 **負裁判で、殺人未遂罪に問** 裁判員に「よろしく」とい 「工藤会」(北九州市)系 公判の結繁後、 員法で禁じられた裁判員へ 消した。裁判所側は、裁判 の威迫行為に当たるかどう

地裁支部は今月16日に指一後は地裁が裁判員裁判の対 ると、裁判員に対する請託 期日が取り消された例は把 握されていないという。 や威迫を理由として、判決 か調べている。最高裁によ 裁判関係者によると、

させた事件が対象。裁判官3人と裁判員8人による審理がた。最高刑が死刑または無期懲役か、故意に被害者を死亡 判員も選任される。裁判包法は、裁判員や補充裁判員への原則で、有罪・無罪と民刑を決める。欠員に備え、補充裁 は20万円以下の罰金が科される。 **威迫や請託を禁じており、違反すると9年以下の懲役また** 反映させる目的で、 裁判員制度 刑事裁判に一般市民の感覚を 2009年5月に始まっ

福岡地裁小倉支部の裁判 | 定していた判決期日を取り | 象から除外するかどうかを 検討し、除外決定をした場 合、裁判官だけで判決が宮 いう。 い渡される可能性もあると

殺人未遂罪で起訴された。 として、2015年11月に き刺して殺害しようとした 本刀(刃渡り約5元)を突 は決まっていない。 まり、12日に結構していた。 今月10日に裁判員裁判が始 組幹部は、知人男性に日 現時点で新たな判決期日

一る」として、数判員裁判の 害が加えられる恐れがあ 5件について「裁判員に危 った事件では、地裁は過去 工機会幹部らが被告とな

対象から除外する決定をし

## 5 裁判員等の保護(安全確保) ① 日頃から行っている方策等

- ・裁判員等の名前や住所などの非公表
- 傍聴人に対する裁判員等への接触禁止等の告知
- 庁舎内の動線, 共用スペースの工夫
- 裁判員等への裁判所の連絡担当者を教示
- 警察との連携

- 5 裁判員等の保護(安全確保)
  - ② 接触事案発生のおそれが認められる事案に対する方策
- 裁判員等の送迎
- 庁舎出入口の工夫
- 裁判員等に対する庁舎内等の移動時における 裁判所職員の付添い又は見守り
- ・傍聴人に対する金属探知機による所持品検査
- ・法廷等における警備職員等の配置

## 5 裁判員等の保護(安全確保)

## ③ 裁判員等に危害が加えられるおそれのある事案

・ 裁判員裁判対象事件からの除外 裁判官のみで構成する合議体で取り扱う決定

#### <裁判員法第3条抜粋>

「地方裁判所は、・・・裁判員候補者、裁判員・・・これに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり・・・裁判員の選任も困難であると認めるときは、・・・これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。」

## 員等の保護(安全確保)

(H28. 9. 5 山陽新聞社会面)

#### 送迎や付き添い職員負担懸念も

一声掛け事件は人ことではなく

(安全機保で) やれることはい

<

保で含るなどとして新たな対策を実施している対策で十分に安全確則用地裁などの地裁は以前から るとどこまでやるべきなのか悩まらでもあるが、職員の負担を考え 取っていない。 いる語り

具体的な対策を示し、裁判員の安 金錐保を徹底するよう全国の裁判 事件を受け最高裁は7月上旬、 .........

裁判員声掛け事件 特定危険指定 続力団「工藤会」(北九州市)系料 幹部による殺人未遂事件の初公判が 帰岡地域小倉支部であった5月10 またがあった5月10 などと声を掛けたとして、6月に裁 判員法違反(数泊、両託)容難で元



11](北陸地方の裁判所)、 意での外出に付き添うことも検 も9裁判所が新たに実施。 付き添 スもあった。「付き添いや見送り」

いは庁舎内の移動時が主だが、「昼

#### 昌声掛け事件後

りしていることが4月、共同通信の調べで分かった。 所が、新たな安全対策を始めたり、具体的に検討した

最高り駅への透迎などマンパワーに頼った安全対策も

職員の負担を懸念する声もある。

## が採用、自宅まで車で送るケ 数字体事件後に美施または支施予定の 裁判所数、(一)构成基件的の果施状况

接触禁止を庁舎内に掲示	<b>54</b> (0)
接触禁止を停取人に口頭告知	<b>33</b> (0)
近隣の駅などに送迎	16 (10)
付き添いや見送り	9 (29)
接触を避ける施設面の工夫	<b>5</b> (36)
<b>対策など関係限関との連携</b>	<b>4</b> (28)
緊急運絡先を伝える	2 (24)
庁舎内の巡回、整備	2 (0):

※共同通常の調査による。複数内容

釈などに送迎」は事件後に16裁判

回答した。 名を明らかにしないことを条件に は驚備上の理由から大半が裁判所

に5銭判研が取り入れた。 裁判所)が続いた。本件前からの触禁止変増膨大に口頭で行知に38 の接触を禁ずる文書を庁舎内に指 するケースも同立った。「近隣の一畷員が裁判員のそばにいて警戒 面の工夫」を挙げ、事件後も新た 禁止の看板を立てたりする「施設 たり評議連や控室の前に立ち入り 対策では最多の86裁判所が、トイ 示。が函数判所と最も多く、 レや駐車場を一般来庁省と区別し 新たな対策としては 一裁判員へ

## 部のうち、55%に当たる蜀山、広島、高松など55裁判 け、裁判負裁判を実施している全国60の地裁・地裁文 **告の知人の元暴力団員らに再を掛けられた事件を受** 例而地裁小倉支部(北九州市)で6月、裁判員が被 き取るなどした。具体例について 全対策の実施状況を複数回答で置 各裁判所に事件前と事件後の安

## 裁判員候補者の出

山陽新聞岡山県 (H27.10.19)

事件で裁判員を経験した津山

もあるのでは、と分析する。

合年に岡山地域での横裔教場

#### 負担感、関心低下も

度年 取り組み、 一次では、 一 を取り合わなければならない場とではほど電話やメールで連絡 としながらも「会社の仕事のこ たという。仕事と裁判員の両立 理や評議のためら日間拘束され について「負担は感じなかった」 市、会社員男性(32)は当時、番 や土月曜の開廷など義利所にも

岡山地裁での裁判員裁判をめぐり、裁判質を選 任する手続きへの候補者の出席率が低下してい 2014年は71.7%と、裁判員制度が始まった09 (87.9%) に比べ)機動のとといることに は仔海に対して抱く負担感、制度そのものへの関 心の低下があるとみられる。 専門家は に市民感覚を反映させるという制度の根幹を揺る がしかねない問題」 治规え、裁判員を務めやすい 環境整備を求めている。

#### 岡山地裁

し、市場の関心が薄れてきた値 裁判員選任手続きへの出席率 の高齢者▽軍い病気やけがを 100 (%) は6月末時点の連報値で8%を3年続けて計場角を記録、15年

年78、4%~44年77、5%、要因り、全国平均は09年83・9%~11 悪事件では精神的負担も小なく 金の杉山雄一委員長は「開延日 について岡山尭護士会刑事委員 ア側を下回った。 ない。倒皮開始から6年が経過 にはほぼ1日和東される上、以 出席率は各地で低速してお

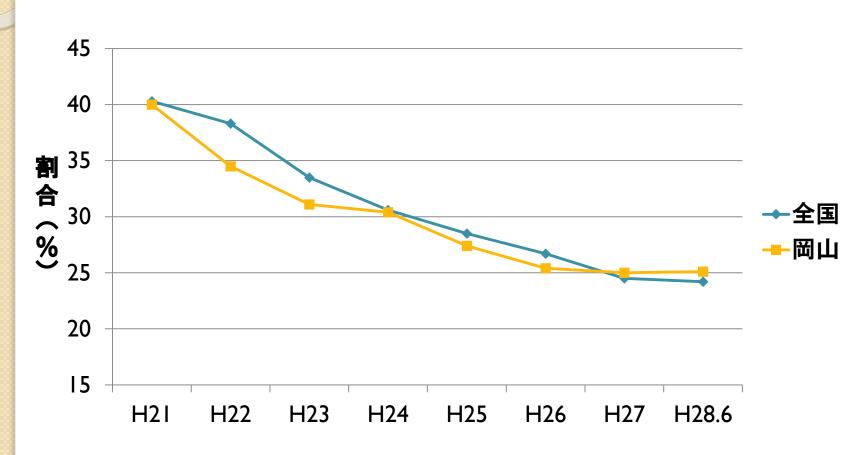
**法は、正当な理由がないのに選** じで候補者が選ばれた後、選任 万円の過料を科す一方、70歳以 任手続きを欠席した候補者に10 有権者の中がらく 裁判員 を一刻めて8割を切り、13、14年と以、て穿出した。11年に28・68と10 辞退が認められた候補者を除い 「場合は粧退距認めている。 患うシ過去5年以内に裁判員を 経験したーといった理由がある 岡山地裁によるさ、出席常は

手続きを経て決定する。

裁判員は、

## 6 裁判員候補者の出席率

選定された裁判員候補者のうち選任手続期日に出席した候補者の割合(全国, 岡山)



## 3 裁判員候補者の出席率 出席率低下の要因として考えら れること

- ① 平均の職務従事日数(※)が増加傾向にあること
- ② 人手不足など雇用をめぐる社会情勢の変化 (仕事を理由に辞退する人 28.7%(平成27年全国))
- ③ 国民の裁判員制度に対する関心の低下
  - ※職務従事日数とは、「選任手続期日」、「公判期日」及び「評議」に出席する 日数のことをいう

## 6 裁判員候補者の出席率 裁判員等経験者の声から

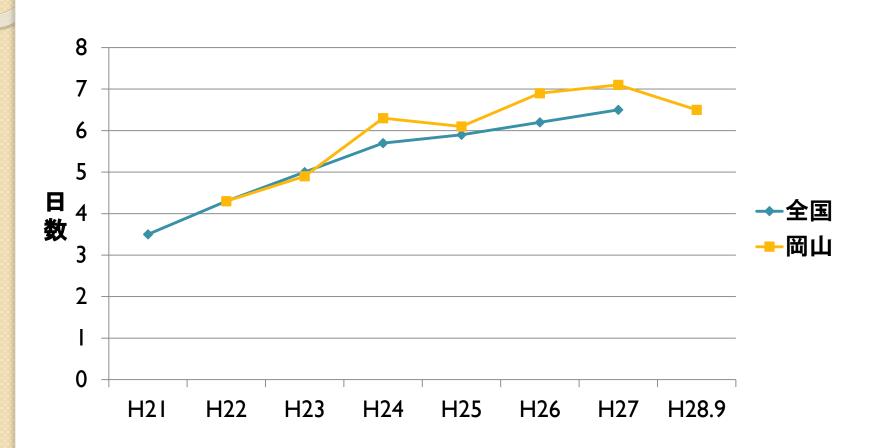
- 裁判員として参加することについて精神的な負担があるのではないかという不安
- 職場に迷惑を掛けられないという気持ちが大きい
- 裁判に対するマイナスのイメージを周囲の人と共有してしまっており、経験者の感想が伝わっていないのではないか

## ①職務従事日数短縮の取組

ゆとりのある審理計画を立てていることなどから制度 施行当初に比べ、増加傾向にあった

→ ゆとりと無駄のない審理計画のバランス

平均職務従事日数(全国, 岡山)



## ② 裁判員等の精神的負担軽 減の取組

刺激的な証拠(遺体写真等)の扱い

- ① 証拠内容の整理(公判前整理手続における 必要性・代替性の議論, 白黒化やイラスト化の 工夫)
- ② 選任手続での事前告知
  - → 精神的負担を理由とする辞退希望の申出



## ③ 「メンタルヘルスサポート窓口」の設置

- 電話・Web・対面カウンセリングによるメンタルヘルス 相談等
- 電話・相談料は無料
- 電話・Web相談は24時間365日受付
- 裁判員等の職務終了後も相談可能(特に期限を設けていない。)

## 7 裁判員裁判への積極参加のための方策 ④ 裁判員制度に対する関心の 向上 広報活動

- 岡山地方裁判所見学•傍聴
  - →岡山地家裁ウェブサイトに案内掲載
  - ・裁判所の広報ビデオの視聴,裁判員制度の説明及び裁判の開かれていない空き法廷の見学
    - ★平成27年の見学者数829人(概数)
- 模擬裁判
  - ・夏休みキッズ法廷 小学5,6年生を対象に模擬裁判を年1回実施
  - ・冬休みジュニア法廷 中学生を対象に模擬裁判を年1回実施



- 裁判員等経験者との意見交換会の開催
  - →議事概要を岡山地家裁ウェブサイトに掲載

(H28. 10. 19 山陽新聞岡山県版)

経験者8人

へと裁判官

裁判員・補充裁判員

地裁で法曹三者

、と意見交換

交換会 (代表撮影)

意見を出し合った。 フリートの ので開か ので開か ので開か のに、ありのままを見 ので開か のに、ありのままを見 が17日、岡山地裁(岡 実を知って判断するた 三者による意見交換会 指摘。50代男性も「真

裁判員経験者

人。(柏谷和宏) 門山地裁の裁判員裁判 所山地裁の裁判員裁判 所当地裁の裁判員裁判 所当地裁の裁判員裁判

判員を務めた6代男性

った放火未遂事件で裁

被告に精神疾患があ

- 7 裁判員裁判への積極参加のための方策
  - ⑥ 裁判員制度に対する関心の向上 広報活動
  - 出前講座
    - 小中学生向け出前授業
      - →平成28年10月及び11月に,裁判官が県内の中学校(2校) へ出向き裁判員制度等についての授業を実施 今年度内にも小学校へ出向く依頼あり
    - •裁判員制度の出前講座
      - →平成27年4月30日に,裁判官が民間企業へ出向き裁判員制度について説明
    - ★平成27年は1件実施, 平成28年11月30日現在2件実施